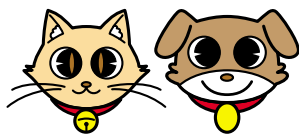
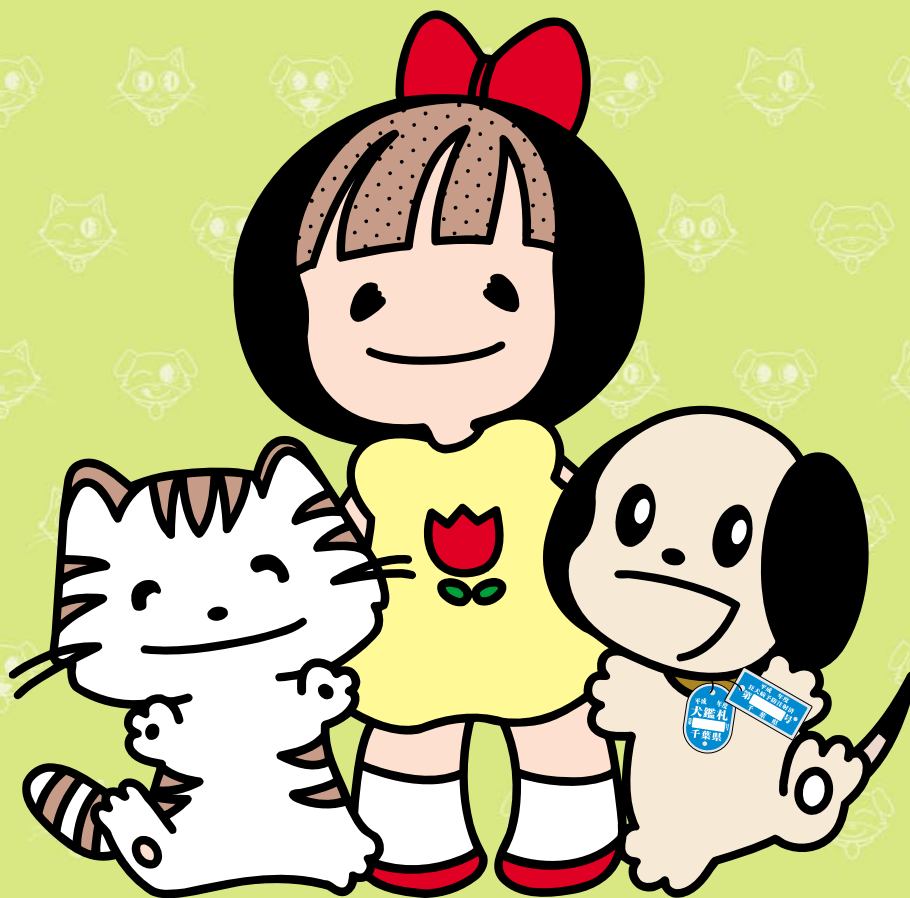


大切なペットと楽しく暮らすために



動物の飼い方

人と動物が共生できる社会の実現を目指して
飼い主責任を果たしましょう



千葉県



人と動物の共生

動物を飼うことは、生活に安らぎや潤いを与えてくれます。その一方で、犬の放し飼い、むだ吠え、ねこの外飼い、多頭飼育などの動物に関する多くのトラブルが発生しており、飼い主は周辺住民などの迷惑にならないよう責任をもって飼うことが必要です。

生命のある動物を安易に飼いはじめるべきではありません。動物を飼う前に、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨をよく理解し、最後まで(10年以上)めんどろを見られるかについて家族で十分に相談して下さい。飼えなくなったからといって、動物を捨てることは許されません。



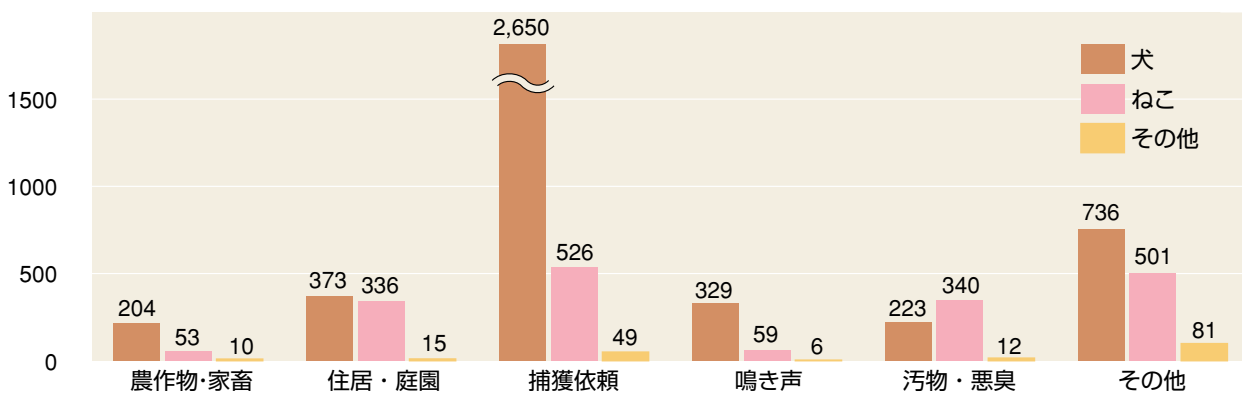
不幸な動物を増やしてしまう悪循環

(1) 犬やねこに関する苦情

犬やねこの飼い方が悪いことにより、咬まれたり、庭や公

園が糞尿で汚されたり、むだ吠えにより安眠できないなど、多くの人が迷惑を受けています。

図1 動物による苦情届出状況 [千葉県(千葉市・船橋市・柏市を除く.):平成22年度]



(2) 犬の捕獲

苦情の中で圧倒的に多いのが、捕獲依頼です。

犬については、事故などの発生防止を図るために係留義務があり、放れている犬は捕獲の対象となります。

捕獲頭数——2,445頭[千葉県(千葉市・船橋市・柏市を除く.):平成22年度]

(3) 犬・ねこの引取り

犬・ねこを、やむを得ない理由で飼えなくなり、新しい飼い主を見つけられない場合は、行政に引取りを依頼することになります。この大半は生まれたばかりの子犬や子ねこです。

犬——1,248頭[千葉県(千葉市・船橋市・柏市を除く.):平成22年度]

ねこ——5,512匹[千葉県(千葉市・船橋市・柏市を除く.):平成22年度]

(4) 行政機関へ収容された犬・ねこの処分

捕獲された犬は、飼い主がわかる場合は返還することができますが、飼い主がわからない場合は希望者に譲渡するか、やむを得ず処分せざるを得ません。

飼い主が犬やねこを正しく飼えずに放したり捨てたりするために、多くの犬が捕獲され、不妊去勢手術をせずに生まれた多くの子犬や子ねこが行政機関に引き取られています。そして、これらの罪のない犬・ねこの多くが処分されてしまうという悪循環が繰り返されているのです。

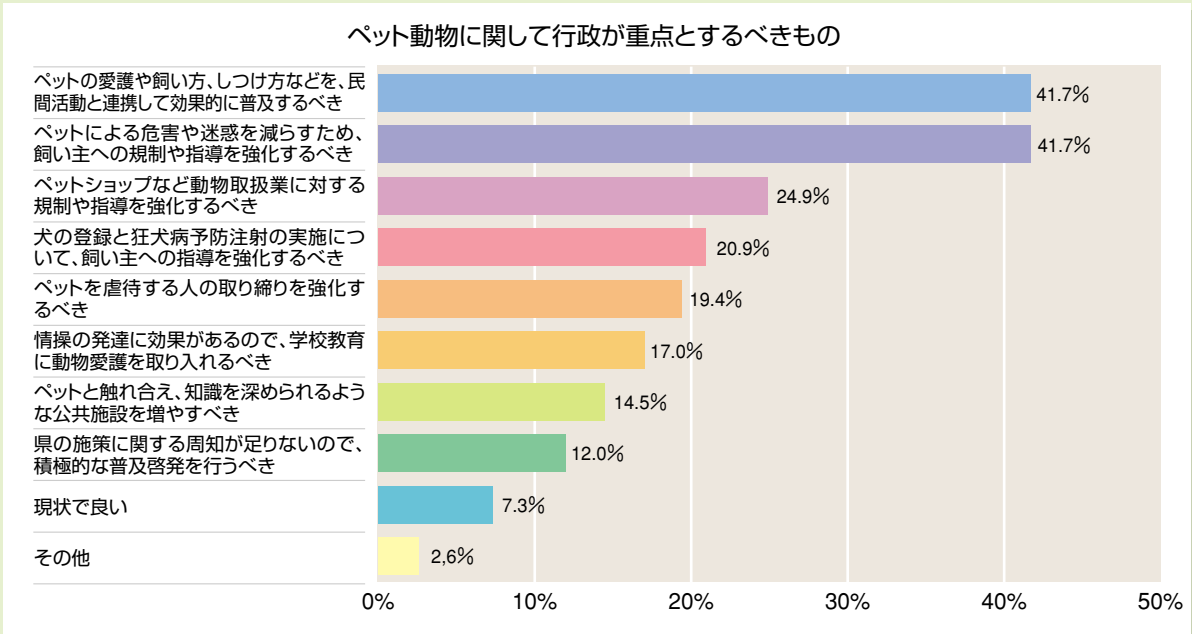
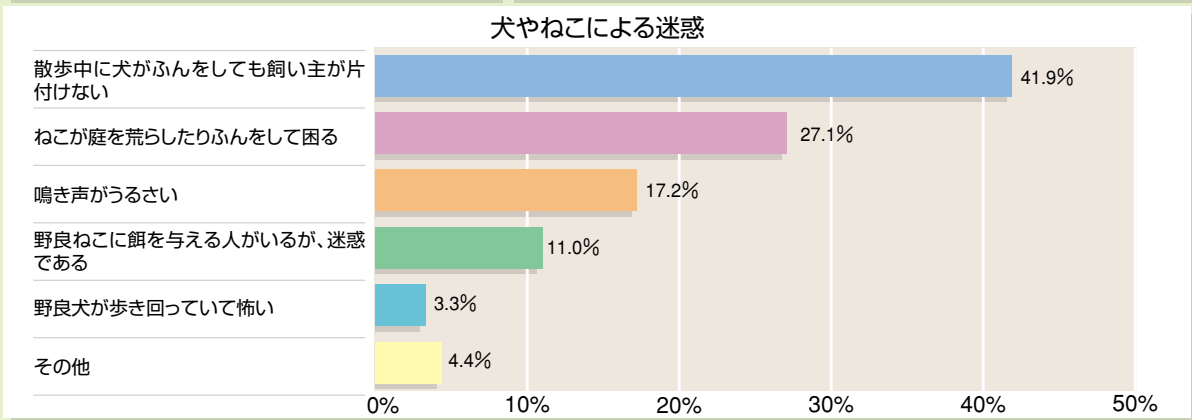
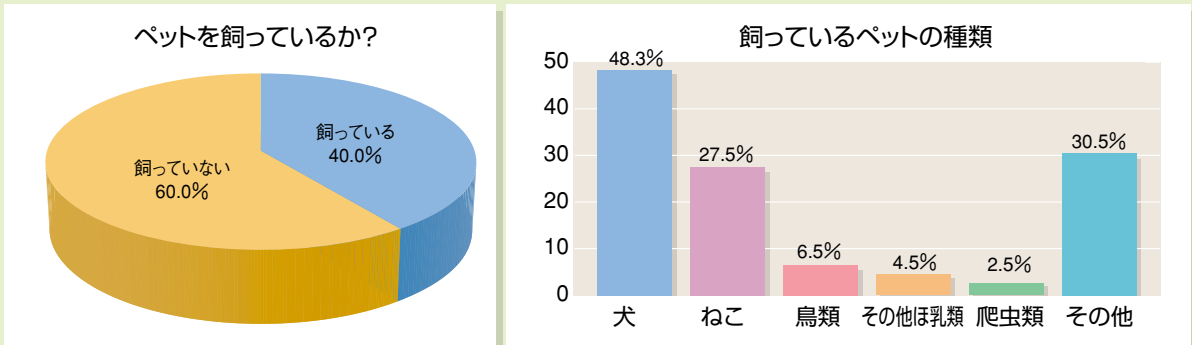
千葉県の犬・ねこの処分頭数は、残念なことに全国で上位にあります。不幸な犬・ねこを1頭でも減らすために、問題点を把握し、解決していかなければなりません。



県政に関する世論調査「動物愛護について」

今後の動物行政を進めていくうえでの方策を立てるための基礎資料とするため、平成18年8月に千葉県在住の満20歳以上の男女個人3,000人を対象に調査を実施したところ、1,467人から次のような回答を得ました(回答率48.9%)。

【調査結果】





飼い主としての責任

責任
賠償

動物を飼っている人は、法律や条例を守ることは当然ですが、義務づけられていなくても周辺住民や通行人に迷惑をかけないように配慮をしなければなりません。

また、自分が飼っている動物の本能や習性をよく理解した上で、家族の一員として最後までめんどうを見る責任があります。

次の事項を実行することによって、動物に関する問題を減らすことができます。

なお、飼い主はペットの問題以前に近隣、地域の人達と良好な人間関係を築き上げることが何よりも大切です。



(1) 放し飼いはしない

■ 犬を放すことは禁止

犬は鎖などでつなぐか、檻に入れて飼わなければなりません。

放し飼いをすると、人を咬む、他人の庭や畑を荒らす、予定外の繁殖行為をするなどの問題が生じます。また、交通事故により犬自身も犠牲になることがあります。夜間に運動や排便等のため放すことも、大変危険な行為ですので、してはいけません。

また、散歩はリード(引き綱)をつけて制御できる人が行いましょう。放す時はドッグランなどの場所を利用しましょう。公園などで放してはいけません。

■ ねこは室内で飼いましょう

ねこはつないで飼う法的義務はありませんが、放し飼いをしていると、ご近所の庭や洗濯物を汚したり、自動車にキズをつけたりして問題となります。また、ねこ自身にとっても、交通事故にあう、けんかで負傷する、病気をうつされる、繁殖行為をしてしまうなどの問題が生じるので、室内飼いをしましょう。

(2) 不妊・去勢手術

動物は、年に何度も出産しますし、生まれてしまった子犬・子ねこを飼ってくれる人をさがすにも限界があります。飼い主に望まれない不幸な命を増やさないためには、動物病院で不妊・去勢手術を受けさせるべきです。

また、去勢手術を行うと狂暴性やむだ吠えなどを和らげる効果が期待できます。

(3) しつけ

動物が人と共生していくためには、人間社会に通用する最低限のしつけをする必要があります。

特に犬は、飼い主(リーダー)との関係が正しく確立されていることが大変重要であり、問題行動を少なくするためにも、しつけは大変有効です。(犬のしつけ方教室のご案内は、最終ページにあります)



(4) 糞尿のあと始末

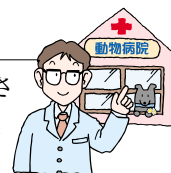
犬やねこの糞尿の不始末により不快な思いをしたり、塀や門柱におしっこをされて迷惑を受けている人がたくさんいます。

犬が散歩中に糞をした場合は、責任を持って必ず持ち帰るようにしましょう。散歩とトイレを一緒に考えている方も多いと思いますが、トイレは自宅で行うようにしつけた方が、人にとっても犬にとっても良いのです。



(5) 病気から守る

動物病院で定期的に健康診断を受けさせ、ワクチンやフィラリア等の駆虫薬の投与を受けましょう。日頃から便や毛づや、姿勢などをよく観察して、具合が悪い場合は早めに獣医師にみてもらいましょう。



(6) 迷子になったときの対応

犬やねこがいなくなったら、自分で考えられるところをさがしてください。また、犬は捕獲されている場合がありますので、すぐに動物愛護センターや最寄りの健康福祉センター(保健所)、警察署に問い合わせてください。(問い合わせ先は、最終ページにあります)

なお、首輪などに登録鑑札や飼い主の連絡先を必ずつけて下さい。更にマイクロチップを動物病院で埋め込むことをおすすめします。



(7) 終生飼う(捨てない)

誰かが拾ってくれるだろうという気持ちで動物を捨てることは、絶対にしないでください。動物を捨てると50万円以下の罰金が科されることがあります。また、捨てられた動物は、飢え・寒さ・病気などで無惨な死をむかえることになります。

どうしても飼い続けることができない場合は、責任を持って新しい飼い主をさがしてください。(相談先は最終ページにあります)





4 ペットから人にうつる感染症にご注意[動物由来感染症]

●動物由来感染症とは

動物由来感染症とは動物から人に感染する病気の総称で、世界では200種類以上が知られています。

動物由来感染症には、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの、その逆で人は軽症でも動物は重症になる病気など、病原体によってさまざまなものがあります。

●動物由来感染症が問題となってきた背景

近年の世界規模での人や物の移動、輸入動物や野生動物のペット化、国内への不法な動物の持ち込み、渡り鳥などが原因として考えられます。更に近年は、これらの診断技術の精度等が向上していることもあげられます。

そのような中で、未知の感染症や、今まで忘れられていた感染症がその勢いを取り戻しています。

●動物由来感染症の病原体

動物由来感染症の原因となる病原体には、ウイルス、リケッチア、細菌、寄生虫など、さまざまなものがあります。

これらの病原体を持つ動物に噛まれたり、引っかかれたりして感染するほかに、その動物の排泄物や、血液を吸ったノミなどから感染したり、動物の排泄物により汚染された水や土から感染することもあります。

病原体	引き起こされる感染症
ウイルス	狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱、日本脳炎
リケッチア・クラミジア	Q熱、オウム病
細菌	ペスト、サルモネラ症、レプトスピラ症、パストツレラ症、猫ひっかき病
真菌	皮膚糸状菌症、クリプトコックス症
寄生虫	エキノコックス症、トキソプラズマ症、回虫症、アメーバ赤痢

●人への感染の機会等

人への感染の経路を知ることによって効果的な予防が可能となります。

病 気	感染の機会、主な症状
狂犬病 (ウイルス)	世界で毎年3万~5万人が死亡し、発症すると100%死亡する。感染しているほ乳類(特に犬)に咬まれるなどにより感染する。現在国内の発生はない。犬の予防注射が有効。
Q熱(リケッチア)	犬、ねこ、牛、ヤギ、鳥類などへの過度の接触などで感染する。発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛など、インフルエンザと間違えやすい症状。重篤となることもある。
オウム病(クラミジア)	インコなどの鳥類の乾燥した糞を吸引して感染する。肺炎を起こし、初期にはインフルエンザと間違えやすく、成人が発症することが多い。
サルモネラ症(細菌)	ほ乳類、鳥類、は虫類が持っているがミドリガメから子供が感染することがあるので注意。下痢、発熱、腹痛、嘔吐等。
レプトスピラ症(細菌)	ネズミの尿などに汚染された川、池の水からの感染。感染した犬の尿にも含まれる。
パストツレラ症	犬、ねこが普通に持ち、咬傷、引っかき、過度の接触などで感染する。局所の発赤、腫脹、痛み、傷の程度で重篤となることもある。
猫ひっかき病(細菌)	ねこに引っかかれたり、咬まれたりして感染。局所リンパ節の腫脹や発熱・頭痛がみられる。
エキノコックス症 (寄生虫(条虫))	北海道で流行し、キツネとの接触や汚染された水などにより感染。犬も感染源となる。10~20年後に肝炎や悪性腫瘍に似た症状を示す。
回虫症 (寄生虫(線虫))	肝臓などの肉を生で食べたり、犬、ねこが糞をする砂場などから感染することがある。発熱、視力低下、脳炎。
アメーバ赤痢(原虫)	サル類との接触で人に感染する。下痢、粘血便等。

※表記したのは一例であり、またこれらの動物の全てが病原体を持っているということではありません。衛生的な取り扱いにより感染を防ぐことができます。

※詳しくは、医師や獣医師に尋ねたり、専門書を参考としてください。

● 日常生活で注意すること

動物由来感染症は、過度に恐れる必要はありませんが、日常生活では以下のことを守ってください。

- ① 犬の登録と狂犬病予防注射をする。
- ② 動物に口をなめさせる、一緒に寝などの過剰なふれあいをやめる。
- ③ 動物や土にさわったら必ず手を洗う。また、沢水などの生水を飲まない。
- ④ 動物のまわりを清潔に保ち、ノミ、ダニ、細菌が繁殖しないようにする。
- ⑤ 動物の糞尿は水洗便所に流すなど速やかに処理する。
- ⑥ 動物を室内で飼う場合は、病原体が空気中に飛ぶことがあるので、換気を心がける。
- ⑦ 輸入野生動物は、動物由来感染症を持っている危険性が高いので飼わない。
- ⑧ 動物は感染しても無症状のことがあるので、動物病院で定期的に健康診断を受けさせ、早期発見に努める。
- ⑨ 人が感染しても風邪やインフルエンザなどに似た症状の場合が多いので、体に不調を感じたら早めに医療機関で受診し、医師に動物を飼っていることを伝える。

関係法令

概要

動物を飼うことに関連する法律や条例にはこのようなものがあります。

法律

狂犬病予防法、
動物の愛護及び
管理に関する法律

条例

千葉県／千葉県犬取締条例
千葉市／千葉市動物の愛護及び管理に関する条例
船橋市／船橋市動物の愛護及び管理に関する条例
柏市／柏市動物の愛護及び管理に関する条例

狂犬病予防法

① 目的

狂犬病の発生を予防し、まん延を防止して、公衆衛生の向上及び公共の福祉を増進すること。

② 主な内容

* 登録

犬を飼い始めたら、市町村役場に必ず登録申請をしなければなりません。登録を受けると鑑札が交付されますので、忘れずに犬に着けてください。

なお、登録は、生後91日以上の子犬を飼い始めた日(生後90日以内の子犬の場合は、生後90日を経過した日)から30日以内に受けてください。

* 狂犬病予防注射

狂犬病予防注射は毎年1回受けさせなければなりません。

獣医師から狂犬病予防注射済証が発行されますので、これを市町村役場に提出すると、狂犬病予防注射済票が交付されます。

鑑札と注射済票は、犬の戸籍番号と注射を済ませた安全証であるとともに、飼い犬が逸走したり、迷って

しまったときの迷子札となり、その番号から飼い主が判明するので必ず着けておく必要があります。

* 各種届出

登録後に住所を変更した場合や、犬が死亡した場合は市町村役場に必ず届出なければなりません。住所地等の変更をしないと、鑑札を着けた犬を保護しても飼い主への連絡ができない場合があります。

なお、これらの届出をしなかった場合は罰則規定があります。

* 犬等の輸出入の検疫

犬、ねこ、キツネ、アライグマ、スカンクを輸出したり、輸入したりする際は、海外から国内に狂犬病が侵入することを防ぐため必ず検疫を受けなければなりません。

受けたりましたら、鑑札・注射済票は交付を

狂犬病の予防注射は、毎年受けさせなければいけません。



万が一、迷子になったときも、飼い主の方へ連絡することができます。

動物の愛護及び管理に関する法律 (一部改正 平成18年6月1日施行)

①目的

すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。

②主な内容

*動物の飼い主等の責任

動物の飼い主等は、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければなりません。また、動物による感染症について正しい知識を持つとともに、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずるよう努めなければなりません。

さらに、繁殖を希望しない犬又はねこの飼い主は、不妊あるいは去勢手術等繁殖制限の措置を行うように努めなければなりません。

*動物愛護週間

広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、毎年9月20日から26日までを動物愛護週間とし、国及び地方公共団体ではその趣旨にふさわしい行事を実施しています。

*動物取扱業者の規制

動物の販売、保管、貸出、訓練、展示を業として行う者（動物取扱業者）は、都道府県知事等の登録を受け、事業所ごと動物取扱責任者を選任する義務があります。さらに、基準（飼養施設の構造、動物の管理の方法等に関するもの）を遵守し、販売にあたっては動物の生理、生態、習性などについて顧客へ説明しなければなりません。

都道府県知事等は、その施設や動物の取り扱いについて問題がある場合、必要に応じて立入検査を行い改善するよう勧告・命令をし、更には登録の取消し・停止を行うことができます。

*周辺的生活環境の保全に係わる措置

多数の動物を飼うことによって周辺的生活環境が損なわれている場合、都道府県知事等がその飼い主に対して必要な措置をとるよう勧告・命令をすることができます。

*特定動物の飼養又は保管に係る規制

サル、ワニ、トラなど人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがあり政令で定める動物を「特定動物」と呼び、これらの動物を飼養又は保管しようとする人は、都

道府県知事等の許可を得なければなりません。また許可を得るためには、飼育や保管をする施設が定められた基準に適合する必要がある、更に許可後には、自己の所有であることを明確にするための措置として、マイクログリップの装着等を行う義務があります。

*罰則

愛護動物(※)をみだりに殺し又は傷つけた場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとされ、さらに愛護動物に対しみだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った場合、あるいは遺棄した場合は、50万円以下の罰金に処することとされています。

千葉県動物愛護管理推進計画

本法律第6条に基づき、人と動物が共生できる社会の実現を目指して、「千葉県動物愛護管理推進計画」を平成19年3月に策定しました。

この推進計画は、平成20年度からの10年計画であり、みだりな繁殖の防止、終生飼養といった飼い主責任の徹底を図るとともに、責任の所在を明らかにする所有明示措置を推進することにより致死処分数を減らすことを大きな目標としています。

詳細については、千葉県衛生指導課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/index.html>

千葉県犬取締条例

(千葉県条例:千葉市、船橋市及び柏市を除く全県下に適用)

①目的

人の身体又は財産に対する犬の危害を防止し、もって社会生活の安全を確保するとともに、公衆衛生の向上を図ること。

②主な内容

*係留等の義務

犬の管理者はその飼い犬を他人の身体又は財産に危害を加えないように係留し、又は抑留しておかなければなりません。

*遵守事項

飼い犬が公の場所又は他人の敷地内を汚物等で汚染させないように管理し、また、犬を飼養する場所は、常に汚物を処理する等の方法により清潔にしておかなければなりません。

*人を咬んだときの措置

飼い犬が人を咬んだときは、管理者は保健所に届け出なければなりません。

愛護動物とは 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる、その他、人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類をいいます。



犬やねこ等に関する相談は
次の機関等で受付けていますので御利用ください。



千葉県内にお住まいの方は次の機関にご相談ください。

機 関 名	所 在 地	電 話
習志野健康福祉センター（習志野保健所）	習志野市本大久保5-7-14	047-475-5151
市川健康福祉センター（市川保健所）	市川市南八幡5-11-22	047-377-1101
松戸健康福祉センター（松戸保健所）	松戸市小根本7	047-361-2121
野田健康福祉センター（野田保健所）	野田市柳沢24	04-7124-8155
印旛健康福祉センター（印旛保健所）	佐倉市鎗木仲田町8-1	043-483-1133
成 田 支 所	成田市加良部3-3-1	0476-26-7231
香取健康福祉センター（香取保健所）	香取市佐原口2127	0478-52-9161
海匠健康福祉センター（海匠保健所）	銚子市栄町2-2-1	0479-22-0206
八日市場地域保健センター	匝瑳市八日市場イ2119-1	0479-72-1281
山武健康福祉センター（山武保健所）	東金市東金907-1	0475-54-0611
長生健康福祉センター（長生保健所）	茂原市茂原1102-1	0475-22-5167
夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）	勝浦市出水1224	0470-73-0145
安房健康福祉センター（安房保健所）	館山市北条1093-1	0470-22-4511
鴨川地域保健センター	鴨川市横渚1457-1	0470-92-4511
君津健康福祉センター（君津保健所）	木更津市新田3-4-34	0438-22-3745
市原健康福祉センター（市原保健所）	市原市五井1309	0436-21-6391
動物愛護センター	富里市御料709-1	0476-93-5711
東 葛 飾 支 所	柏市高柳1018-6	04-7191-0050

千葉市内、船橋市内又は柏市内については各市の次の機関にご相談ください。

機 関 名	所 在 地	電 話
千葉市動物保護指導センター	千葉市稲毛区宮野木町445-1	043-258-7817
船橋市動物愛護指導センター	船橋市潮見町32-2	047-435-3916
柏 市 保 健 所	柏市柏下65-1 ウェルネス柏	04-7167-1259

しつけ方教室等のご案内

うちの犬はもう成犬だから…。そんなことはありません！
うちの犬は雑種だから頭が悪くて…。とんでもありません！
まずは、飼い主さんがしつけをするときのポイントを
勉強しましょう。

千葉県動物愛護センター

（電話0476-93-5711）及び

千葉県動物愛護センター東葛飾支所

（電話04-7191-0050）では、

「犬のしつけ方教室」や「飼い主さがしの会」、

「電話相談」を実施しています。

HPアドレス

<http://www.pref.chiba.lg.jp/aigo/index.html>

しつけ方、飼育・管理の方法、新しい 飼い主さがし等の相談を受付けています。

協会は、千葉県・千葉市・県内市町村・（公社）
千葉県獣医師会の出捐金によって設立された財団
です。協会事業は、財団基本運用益や寄付金等と
共に賛助会員の協力によって運営されております。
県民の皆様方のご協力・ご支援のもと、犬・猫その
他の飼育動物が家族や近所の方々と楽しく一生涯
をすごせるように、下記のような活動をしています。

■しつけ方教室・講習会の開催

■電話相談 ■新しい飼い主紹介

■不妊・去勢手術助成支援

■飼育動物情報提供

■動物愛護イベント開催・支援

関係団体 財団法人 千葉県動物保護管理協会

千葉市中央区都町463-3 電話043-214-7814

HPアドレス：<http://www.c-animal.jp/>

発行

千葉県健康福祉部衛生指導課
TEL.043-223-2627